

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画策定の背景・趣旨

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成 18（2006）年 3 月に第 1 次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後平成 24（2012）年 8 月の改定（第 2 次）を経て、平成 28（2016）年 1 月に第 3 次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築を進展させるため、4 R の推進・環境教育・普及啓発の充実・廃棄物の適正処理・低炭素社会との調和を目指し、取り組んできたところです。

我が国では、平成 3 年の再生資源利用促進法（改正後は資源有効利用促進法）の施行以来、各種リサイクル法が制定され、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会から循環型社会への転換を図るための取組が進められています。

国際的には、平成 27（2015）年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に、持続可能でよりよい社会を目指す国際目標「持続可能な開発目標（SDGs：エスディーゼズ）」が掲げられました。我が国においても SDGs 実施指針において優先課題 8 分野¹が掲げられ、循環型社会、地域循環共生圏の構築に加え、食品ロスの削減も重要な課題となっています。

改めて従来社会の在り方やライフスタイルを見直し、循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築に向けて、取組を推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、第 3 次「米子市一般廃棄物処理基本計画」の施策や目標の達成状況について評価及び課題の検証を行い、新たな第 4 次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしました。

-
- 1 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
 - 2 健康・長寿の達成
 - 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
 - 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
 - 5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
 - 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
 - 7 平和と安全・安心社会の実現
 - 8 SDGs 実施推進の体制と手段

第2節 計画の位置付け

1 他の計画等との関係

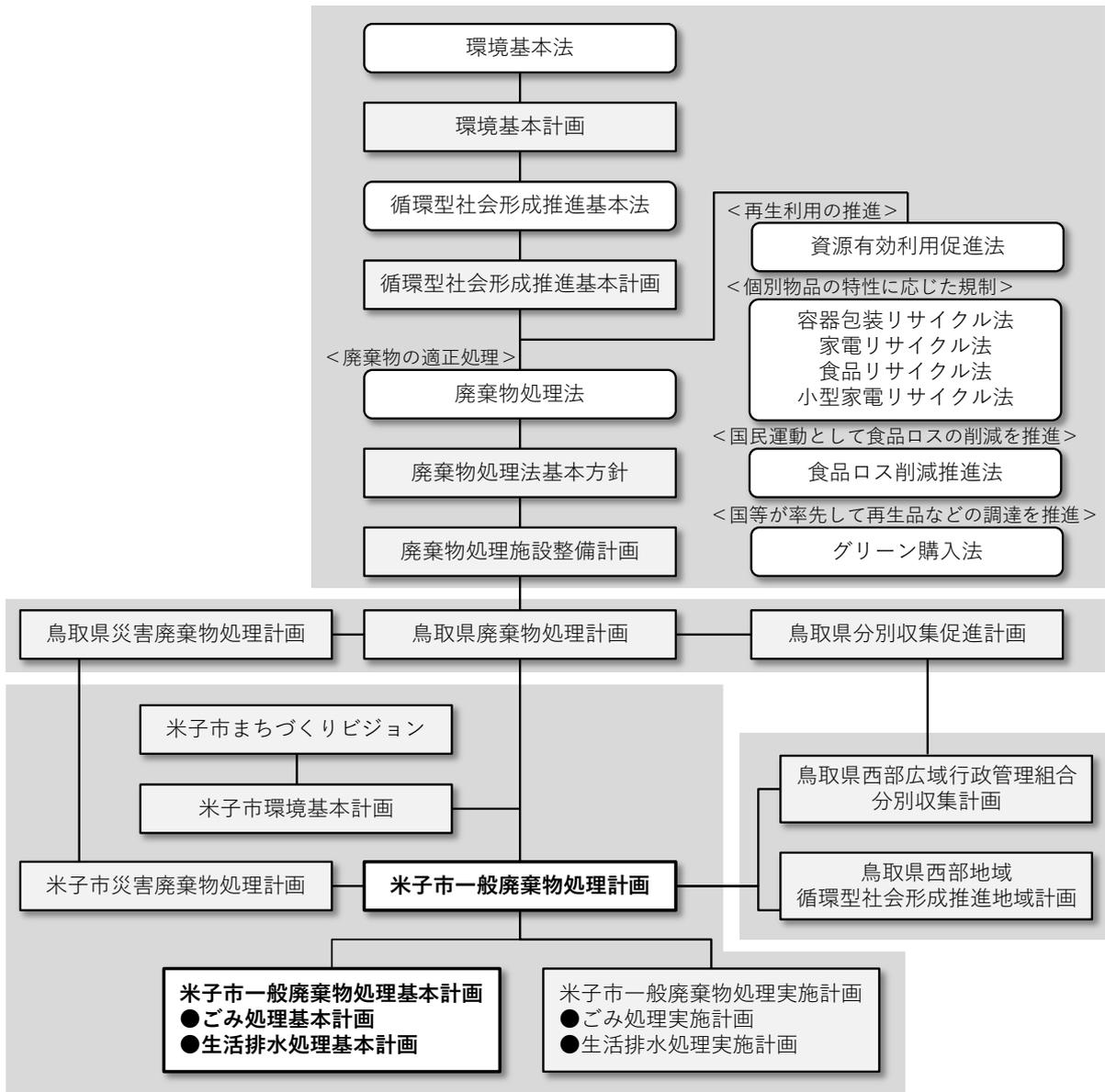


図 2-1 米子市一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係

2 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市の全域を対象とします。

3 計画の範囲

廃棄物処理法に定める一般廃棄物とします。一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から発生する家庭系ごみ、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみのほか、し尿及び浄化槽汚泥も含まれます。

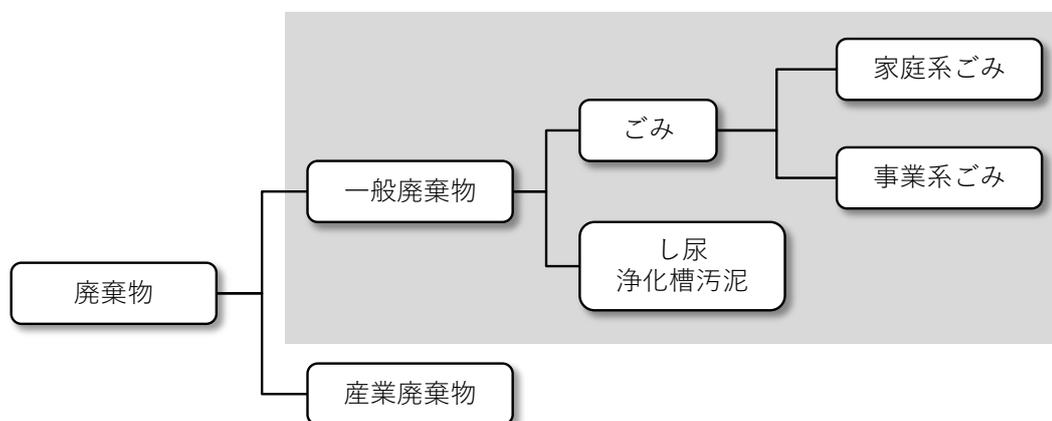


図 2-2 計画の範囲

4 計画目標年次

本計画の期間は令和 3 年度から令和 7 年度までとし、目標年度は令和 7 年度とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うこととします。